様式第4号(第5条関係)

第　　　　　号

年　　月　　日

空き家等の適正管理に関する命令書

　　　　　　　　様

酒田市長　　　　　　　印

　あなた・御社が所有・管理している下記の空き家・空き地について　　　年　月　日付け　第　　号により勧告したにもかかわらず、依然として管理不全の状態であることから、酒田市空き家等の適正管理に関する条例第8条の規定に基づき、早急に改善措置を講ずるよう命令する。

記

1 　空き家等の所在地及び概要

　　所在地　酒田市

　　概要

2 　命令事項

3 　改善期限　　　年　　月　　日(　)

なお、改善措置に着手したとき又は改善措置が完了したときは、遅滞なく連絡すること。

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に酒田市長に対し審査請求をすることができます。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に酒田市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。